

大阪府救急告示医療機関の認定基準（三次）

項目	認定基準
運営	救命救急センターの責任者が直接管理する相当数の専用病床を有し、24時間体制で、重症及び複数の診療科領域にわたるすべての重篤な救急患者に対する高度な診療機能を有すること
人員	一定期間（三年程度）以上の救急医療の臨床経験を有し、専門的な救急医療に精通している医師が常時診療に従事していること 院内の循環器、脳神経等を専門とする医師との連携があること 夜間・休日の診療について、交代して勤務ができる体制を導入していること
設備	高度な救命救急医療を行うために必要な施設及び設備を有すること 重篤（重症で緊急度の高い）救急患者のために優先的に入院できる病床を有すること 救命救急センターの責任者が直接管理する専用病床及び専用の集中治療室（ICU）を適当数有すること
連携	初期救急医療担当医療機関や入院機能を有する救急医療機関、消防機関との連携体制を構築していること メディカルコントロール協議会に積極的に参画すること 災害時等は関係機関と連携し、優先してその対応に当たること
研修	臨床研修医を年間4人以上受け入れていること 救急隊員（救急救命士を含む）の臨床での研修を年間120人日以上受け入れていること
搬送	重篤救急患者の搬送依頼を全て受諾すること
治療	重篤救急患者を年間365名以上受け入れる能力とそれに見合う実績を有すること
充実段階	毎年、厚生労働省が実施する「救命救急センターの現況調」において充実段階がAであること